

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 小林繁子

小林繁子氏の学位請求論文「三聖界選帝侯領における魔女迫害の構造比較 ポリツァイと請願を中心に」は、近世ドイツ西部のケルン、マインツ、トリアーの聖界選帝侯領（以下ケルン、マインツ、トリーアと略記）を対象にして、それぞれの領地で起こった魔女迫害と魔女裁判の経緯と様相を比較し、それぞれにおいて君主・地方役人・民衆がどのようにこれに関わり、それが近世に新たに形成される政治秩序や権力秩序にどのような影響を及ぼしたか明らかにしたものである。したがって本論文は魔女迫害それ自体の分析という通常の枠組みを超えて、近代へとむかう政治や社会の変化を魔女迫害を通して考察した点に本論文のすぐれた特色を見ることができる。

分析に当たって筆者は君主が発するポリツァイ条令と民衆が君主に提出する請願状を主要な資料とし、条令に盛り込まれた魔女裁判の規定が実際の魔女裁判においてどの程度有効に機能したかを考察する。

論文は第一部と第二部に分けられ、第一部では三領邦それぞれにおける司法行政制度と魔女迫害の経緯と特色が比較して論じられる。その結果三領邦の共通点として、16世紀に行政・司法の最高機関として宮廷顧問会が設立され、領邦は管区に分けられ、管区ごとに選定侯の任命した役人が在地の行政・司法を監督する制度が導入されたこと、しかし統一的な裁判・行政機構と併存して在地の伝統的な機構が存在したことが指摘される。

迫害の経過については、いずれの領邦でも迫害の激化と沈静化の波を何度か繰り返しながら、16世紀末に大規模迫害が起こった点が共通する。迫害の犠牲者は特定の階層・境遇の人々に限定されず、多様な人々が裁判の対象となりえた。そこには魔女迫害を政治的・経済的目的を遂行するための手段化・道具化しようとする意図が働いていたが、そればかりではなく迫害を求める請願状を分析することで、民衆内部にある嫉妬や不満、隣人間・世代間の確執などの要因が無意識的に魔女容疑へと導かれ、また、いったん嫌疑が生じるとキリスト教徒の義務として迫害が肯定されて遂行されたことが明らかにされた。

第二部では三領邦における魔女裁判の実相が分析される。

三領邦はともに帝国法であるカロリナ刑事法典を指針とし、領土全体に統一的な司法を実現させようと試みた。その手段としてトリーアとマインツの選帝侯領では現地から上級裁判所あるいは宮廷顧問会への記録送付、ケルンでは魔女裁判監督官の現地への派遣と異なる形態が取られた。トリーアでは現地の共同体が迫害のための「委員会」を組織し、この組織が告訴から判決まで魔女裁判のあらゆる過程に関与した。ケルンでは魔女裁判監督官に裁判の運営が一任され、彼らの処置に抗議する請願が宮廷顧問会に繰り返し提出された。マインツでは請願による裁判要求が契機となり、裁判へと至った。

共同体・地方役人・領邦君主と中央機関の三者の関係についてみると、トリーアでは魔女裁判を規定したポリツァイ条令を実行すべき地方役人が共同体と結びつき、他方選定侯はこれに介入する余地がきわめて乏しかった。ケルンでも中央機関の処理能力が十分ではなく、宮廷顧問会は在地に対する監督権限を実質的に放棄せざるをえず、在地の裁判所も中央の介入を嫌った。マインツでは宮廷顧問会と在地役人が、魔女裁判に関する請願について密接に連絡を取り合っており、他の二領邦に比べると中央機関の地方への監督は機能していた。これについては他の二領邦に比べて、自立的な貴族や都市が存在せず、地方が中央からの監督に従順であったことが考えられる。

この三者の関係はポリツァイ条令のあり方にも影響を及ぼした。トリーア選帝侯領ではポリツァイ条令で当初委員会の活動を禁じたが、これは遵守されず、ついには君主は委員会の存在を容認して条令に委員会を取り込むに至った。ケルンではポリツァイ条令が守られているかどうかの検証は中央機関によってほとんど放棄され、条令の発布自体に重きが置かれていた。実際の裁判に対する統制の試みは17世紀末にようやく始まった。マインツでは条令に盛り込まれた容疑者への尋問項目は、中央と在地役人の密接なやりとりを経て実施された。ここでは在地役人となる地方の支配層は中央機関と共同体の仲介者として機能した。

ポリツァイ条令にはまた自らを慈悲深い理想的支配者と表現しようとする君主側の意図が現れているが、他方請願には臣民を守り、臣民の権利を保護すべき君主の義務に訴えて自らの主張を通そうとする民衆側の巧みな戦術が見て取れる。請願を通じて民衆の慣習がポリツァイ条令に取り込まれたり、恩赦などの手段でポリツァイ条令を現実にも適合させることも行われた。このように請願とポリツァイ条令は互いに影響を与えながら発展し、ポリツァイ条令の現実への対応と、その定着・確立を導いた。

魔女裁判の狂乱は、多くの請願とそれに対応するポリツァイ条令を生み出

し、結果的には近世領邦における司法制度の充実をもたらしたのである。

本論文は魔女迫害に関してライン地方の三つの大領邦を比較し、それぞれの法制とその運用の差異を明確にしたことに大きな意義がある。しかも魔女迫害を近世の行政や司法の秩序形成と関わらせて論じる手法は今まで本邦では見ることができず、またドイツにおいても数少ないことから、今後の研究の進展のなかで本論文がまずは参照すべき重要な役割を果たすであろうという複数の審査委員の指摘があった。また中央と在地の関係においては、集権化をめざす君主と在来の慣行に依拠する在地社会とのせめぎ合いが具体的に描かれ、それぞれの領邦の共通点と相違点が説得的に提示されたことも本論文の長所とすることができる。また、今まで本格的には利用されてこなかった請願状を詳細に分析し、民衆の側からの中央に対する働きかけが明確に示されたことも意義深い。そして請願状の分析や在地の委員会の活動の記述から、近世に入って一般に地方の共同体が行政や司法から排除される傾向があったとはいえ、民衆側が近世の秩序形成に積極的に関与しえたことを立証したことの意味も大きい。

他方本論文には不足している点、問題点も存在する。本論文では魔女迫害の事例を通じて近世の行政や法秩序の問題が扱われたが、他の事例を含めて考える視点が不足しているし、ポリツァイの全体像についても提示されていない。「中間権力」など若干の用語の使い方にも誤解を与える余地がある、第五章「弁護と抵抗」は論文全体の中での位置づけが不明確である、などである。

しかしこれらは本論文の学術上の成果を損なうほどのものではなく、今後の研究の発展に委ねられるべきところも多い。以上の結果から本審査委員会は、全員一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。